

カトリック聖ヴィアートル北白川教会 小教区評議会規約

(前文)

第3の千年紀を迎えた2001年の年初に、「信仰の改革」を掲げて、大塚喜直京都教区長より〈共同宣教司牧〉への道筋が提起されました。この新時代の信仰刷新運動に向けて、私たちカトリック聖ヴィアートル北白川教会に集う司祭、修道者、会員、信徒もまた心をひとつにして教区内全小教区（教会）の信者と共にそれぞれが福音宣教の先頭に立つよう、決意を新たにしました。

第1条(名称)

本会は、「カトリック聖ヴィアートル北白川教会小教区評議会」と称する。

第2条(目的)

本会は、カトリック聖ヴィアートル北白川教会（以下、当教会という）が本来の福音宣教の精神に立ち返り、カトリックの普遍教会のもと、京都教区の全教会全信者と協力し〈共同宣教司牧〉の目的に資する活動を行なう。

- 2 本会はまた、当教会の経営主体者である（宗）カトリック聖ヴィアートル修道会（以下、修道会という）による宣教使命の達成を支援する活動（教会の管理・運営も含む）を行なう。

第3条(主宰)

本会は、京都司教が任命する京都府南部・東ブロック担当司祭団（以下、司祭団という）および修道会が任命する当教会責任者（以下、当教会責任者という）が、共同でこれを主宰する。

- 2 当教会固有の運営に関して共同主宰者間に意見の相違を見る時は、当教会責任者が主宰者を代表する。

第4条(評議員)

本会評議員は、次の者によって構成される。

- ①信徒の中から代表として選出された役員（3～5名）
- ②各部会の中から代表として選出された者（各1～2名）
- ③評議会が必要と認める団体から代表として選出された者（各1～2名）
- ④修道会が評議員として指名する者（1～2名）

第5条(会議)

会議は評議会および信者総会とし、評議会主宰者がこれを招集する。

- 2 評議会は原則として月1回の定例のほか、必要に応じて随時開催し、議事録を開催後3週間以内に公開する。
- 3 評議会主宰者は、当教会の1月1日に始まる年間の予算・決算、事業報告・事業計画、組織・役員の編成等、教会活動にかかわる重要事項の決定に際しては、原則として年1回の

信者総会を招集し、それら重要事項を周知させ、かつ教会活動全般について信者の意見を徴集しなければならない。

4 評議会の決定事項は、評議会主宰者の承認を経て実行される。

第6条(協議・決定事項)

評議会では以下の事項について協議し決定する。

- ①当教会の宣教司牧と管理運営に関する基本方針について
- ②教会活動全般にわたる行事や催事について
- ③収支予算および決算、その他の収入支出、また、予算外の支出の承認について
- ④部会、団体等の設置、承認、改編等について
- ⑤本規約の改変について
- ⑥その他の重要事項について

第7条(役員)

本会は、司祭団および当教会責任者の任命により、3～5名の役員をおく。

2 役員任期は2年間とし、再任は妨げない。

第8条(役員の仕事)

本会役員の仕事は以下のとおりである。

- ①司祭団や当教会責任者ととも、宣教司牧活動や教会運営についての企画、連絡、調整等を行なう。
- ②本会会合の準備、議事運営、記録等を行なう。
- ③当教会の代表としてブロック会議や地区協議会等に参加する。

第9条(役務の執行)

本会は、本会が決定した方針や事業の執行を、当教会の教育部、典礼部、広報部、施設管理部、財務部の5部会や他の団体に求めることができる。

2 各部会、団体の業務分掌については、別途に定め公示する。

第10条(会計監査)

会計については、教会会計を統括する修道会会計の本監査の前に、同じ修道会会計監査による教会会計としての事前監査を受けなければならない。

第11条(規約の改正)

本会規約の改正は、司祭団、当教会責任者、または評議員の提案を受けて審議され、評議員の3分の2の賛成をもって成立する。

付則 本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発効する。

付記 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日。発効 2008年1月31日

+ハコに大塚喜直

